

改正

平成26年10月 1 日規則第20号

嘉麻市自治推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市自治基本条例（平成22年嘉麻市条例第8号）第39条第4項の規定に基づき、嘉麻市自治推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第4条 委員会にその所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第20号抄）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年10月6日から施行する。